

滋賀県地域公共交通計画策定に係る法定協議会の設置について

【主旨】

- ・ 滋賀地域交通ビジョンや都市計画基本方針等を踏まえ、「誰もが、行きたいときに行きたいところに移動ができる」滋賀を実現するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年五月二十五日法律第五十九号。以下「活性化再生法」という。）に基づき、滋賀県が主体となり、市町や交通事業者等と連携して県全域での地域公共交通計画を策定するため、協議会を組織する。

※活性化再生法第5条

都道府県にあつては当該都道府県の区域内の市町村と共同して、当該市町村の区域内について、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画（以下「地域公共交通計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

※活性化再生法第6条

地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

【協議会の名称】

滋賀県地域公共交通活性化協議会（仮称）

【設置予定時期】

令和6年3月下旬～4月上旬

【協議会の委員】

活性化再生法第6条第2項に定める者で組織する

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する
 - 一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会
 - 四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

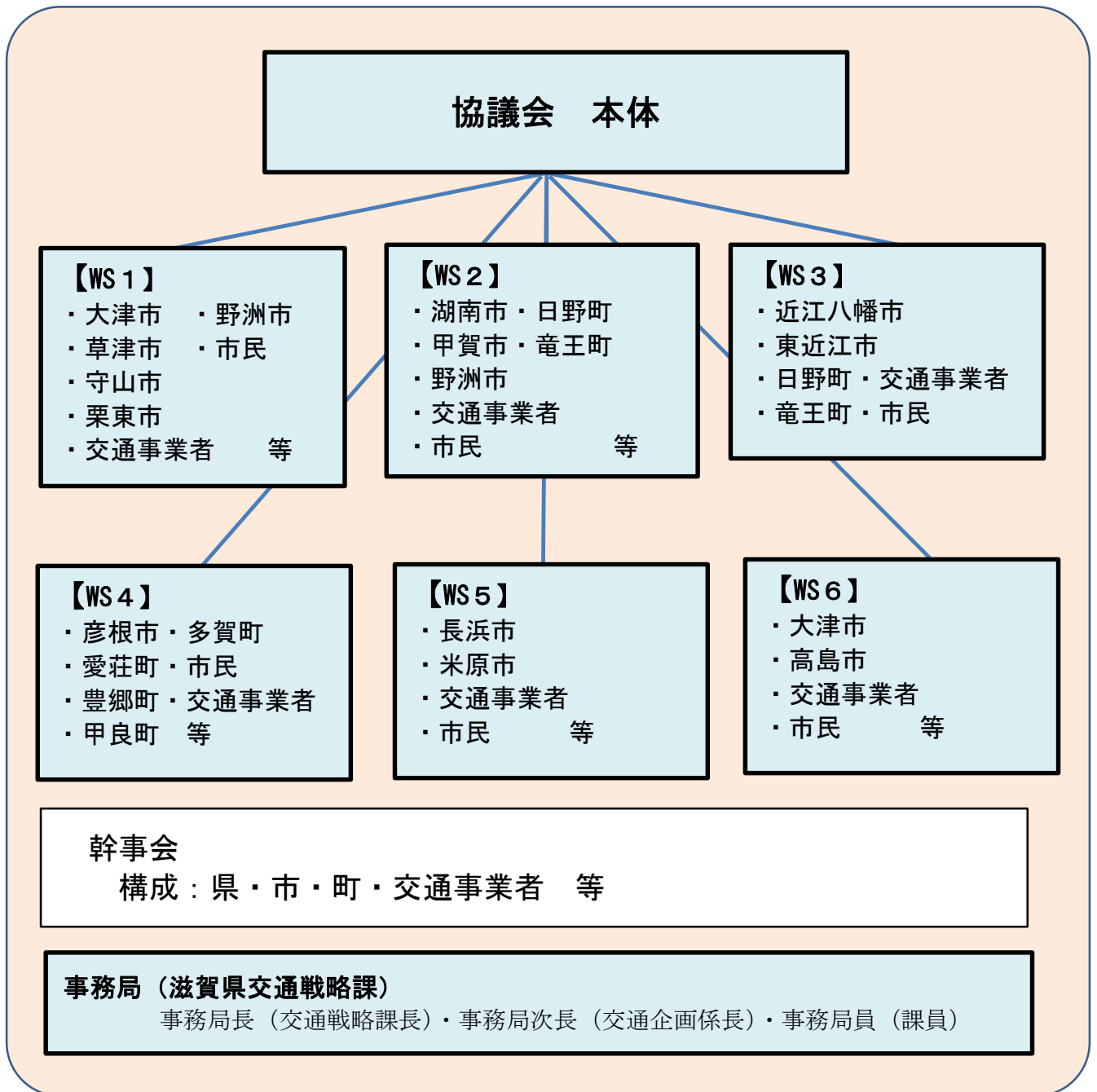
【計画策定期間】

2年間（令和6年度～令和7年度） 令和8年3月策定予定

【協議会の構成】

本体会議と地域特性に応じて具体的な検討を行うため、6つのワークショップを設置する

協議会の組織図イメージ



- ・ 本体会議は、年2回程度開催
- ・ 具体的な検討を進めることを目的に、圏域毎にワークショップを6つ設置。
- ・ 本体会議およびワークショップを進めていくにあたり、コアメンバーによる幹事会を設置。
- ・ 本体会議には必要に応じて、委員の追加、オブザーバーの参加を求めていく。
- ・ 事務局は、滋賀県交通戦略課に置く。